

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人北大阪メディカルネットワーク

代表理事：岡 博史

所在地：大阪府守口市八雲東町二丁目 47 番 12 号

医療連携推進地域：北河内圏域（守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、
四條畷市、大東市、交野市）

医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府北河内保健医療協議会の意見聴取について

令和 6 年 1 月 12 日に開催された大阪府北河内医療・病床懇話会において、一般社団法人北大阪メディカルネットワークから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

■意見について

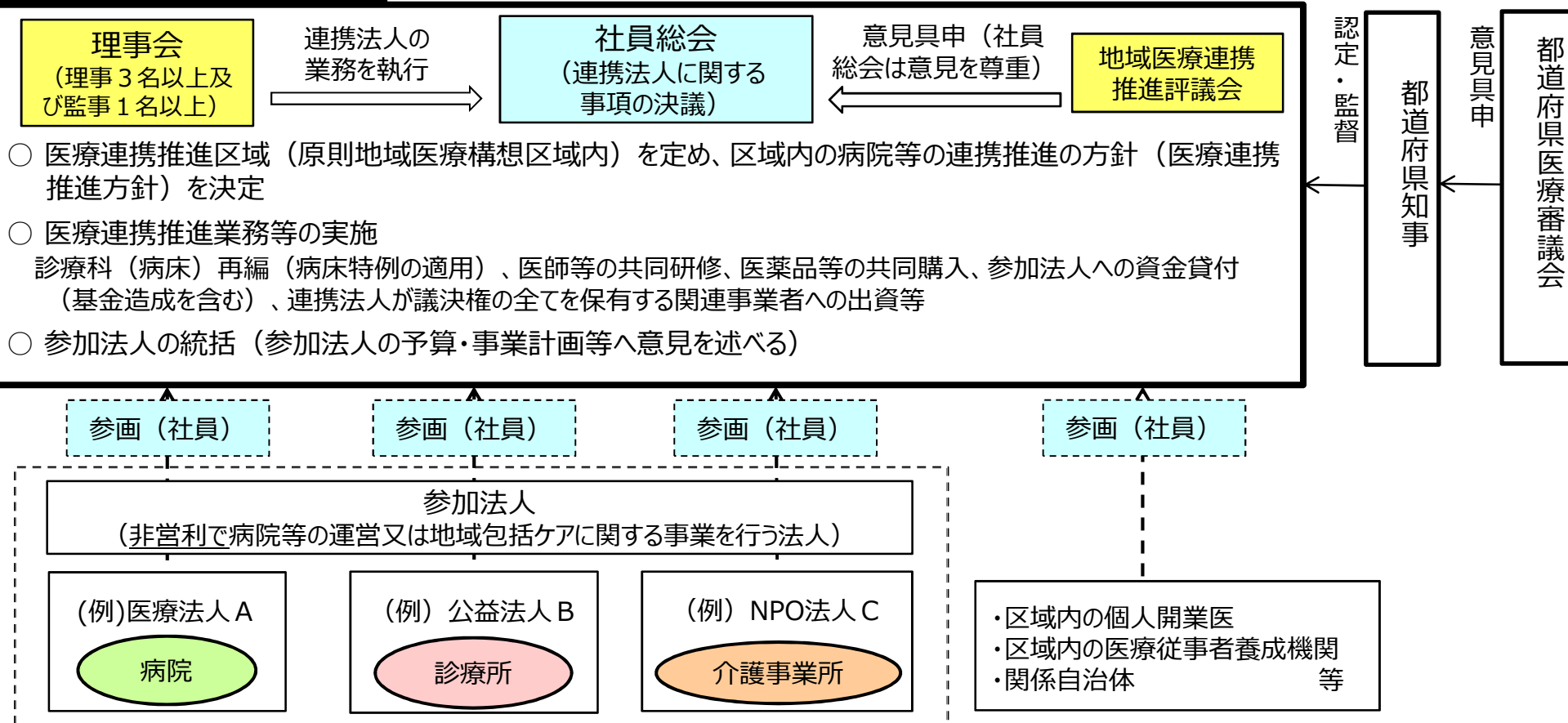
一般社団法人北大阪メディカルネットワークの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の2点とする。

① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

（参考）

- 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）

地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。

- 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）

地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）

地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。

また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。

- 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

北河内圏域（守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市）

2. 参加法人

- ・社会医療法人彩樹（守口敬仁会病院、守口けいじん会クリニック、門真けいじん会クリニック、寝屋川けいじん会クリニック、東寝屋川けいじん会クリニック、丸岡消化器内科）
- ・医療法人恵和会（あめもとクリニック）
- ・石井雄二（石井内科医院）
- ・医療法人裕正会（岩宮整形外科）
- ・井上美佐（北原医院）
- ・医療法人さかいクリニック（さかいクリニック）
- ・医療法人塩見クリニック（塩見クリニック）
- ・田中満（田中医院）
- ・博多安美（博多医院）
- ・医療法人橋本クリニック（橋本クリニック）
- ・濱本浩（はまもと整形外科）
- ・村川紘介（むらかわ内科）
- ・医療法人慈恩会（森脇クリニック）
- ・医療法人山中クリニック（山中クリニック）
- ・医療法人健康会（柏木クリニック）
- ・医療法人仁昭会（堺医院）
- ・杉本英光（内科・消化器内科杉本クリニック）
- ・医療法人正幸会（正幸会病院）
- ・医療法人普愛会高橋医院（高橋医院）
- ・医療法人健優会（高橋クリニック）
- ・日高亮子（竹野クリニック）
- ・谷澤洋（たにざわクリニック）
- ・医療法人寺西内科（寺西内科）
- ・医療法人祥輝会（富樫クリニック）
- ・医療法人博仁会（長瀬診療所）
- ・中塚泰彦（中塚医院）
- ・医療法人七ふく会（ふくいクリニック、七ふくハートクリニック）
- ・外山学（益田診療所）
- ・医療法人俊弘会（室谷クリニック）

- ・医療法人隆生会（やすだ泌尿器科クリニック）
- ・社会福祉法人ロータス福祉会（特別養護老人ホーム門真荘）
- ・医療法人いそわクリニック（いそわクリニック）
- ・医療法人革島会（革島クリニック）
- ・神戸尚史（神戸医院）
- ・医療法人隆成会（なんば胃腸科内科）
- ・三宅絵奈（みやげ眼科）
- ・医療法人山下医院（山下医院）
- ・坂井陽祐（さかいクリニック）
- ・社会医療法人信愛会（暁生会脳神経外科病院）
- ・医療法人林内科医院（林内科医院）

3. 理念・運営方針

（理念）

北大阪を中心とした開業医・病院・介護施設等による業務連携及び診療機能・病床機能分化により、安心・安全な医療の提供、また効率的かつ適切な医療・介護を提供し、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。

（運営方針）

① 機能分化・医療介護従事者の資質向上・地域医療水準の向上

参加医療・介護機関の連携を強化し、各医療機関の専門的な特色を活かすことで地域医療体制の充実化を図る。また相互間で多職種による相互研修を行い、地域医療水準の向上に貢献する。

② 医療・介護連携の効率化

ICT（Keijinkai-NET）を活用し、参加医療・介護機関での診療情報提供を各施設内で共有する。主に診療情報提供書・読影所見・病理所見・内視鏡所見・投薬内容等を共有し、各施設から診察・CT・MRI・内視鏡検査等の予約を可能とし、相互間の効率化を図る。
またICTを利用した地域連携クリニカルパスの充実化及び円滑な退院支援を構築する。

③ 共同購入・共同利用

効率的で持続的な経営環境を維持し、医療材料・医薬品の共同購入により医療資源の削減に貢献する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 機能分化の確立

参加医療・介護機関の相互理解によって改めて特色や役割を明確にする。

それに伴い、急性期・回復期・療養・かかりつけ医（診療所）・在宅医療・各種介護施設間の流れをスムーズに行い、適正かつ地域のニーズに沿った地域包括ケアシステムの提供を強化する。

② 医療の質の向上

参加医療・介護機関で相互間による不足する医療従事者の派遣・出向等を行い、地域住民に安定した医療を提供する。また共同研修や勉強会を開催し、人材育成を充実化し、地域医療の質向上に努める。

③ 医療資源の削減

参加法人での医療材料、医薬品の情報共有により共同交渉・購入（スケールメリット）を活かした運用、また共同利用推進により高額医療機器の適正配置による重複投資を抑制することで医療資源の削減を構築する。

④ 非常事態時の医療提供体制

大規模災害や感染症等の発生に備えて緊急連絡体制を整備し、緊急時の医療従事者、医療物資等の相互間による共有を行い、迅速かつ適切に対処し医療提供体制の維持を構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

① 地域包括ケアの効率化

参加医療・介護機関でICTを活用した情報共有、合同カンファレンスを積極的に行い病院から在宅療養、各種介護施設への移行をスムーズに行えるようにする。また要介護支援、生活サービス等を包括的に提供できるよう構築する。

② 在宅・施設療養患者の急変時の医療・介護の連携

在宅療養や介護施設入所者の看取り・急変時対応として病床機能を有する病院や急性期対応可能な病院と日常的に連携し適切に仕組みを構築する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

一般社団法人の概要

名称	北大阪メディカルネットワーク	
所在地	大阪府守口市八雲東町二丁目47番12号	
医療連携推進区域	北河内圏域(守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市)	
医療連携推進方針	別添1のとおり	
	氏名	所属・役職名
役員 の 状 況	代表理事	岡 博史 社会医療法人 彩樹 理事長
	理事	小林 一史 社会医療法人彩樹 守口敬仁会病院 院長
	理事	堺 昭彦 医療法人 仁昭会 理事長
	理事	酒井 尚彦 医療法人さかいクリニック 理事長
	理事	外山 学 益田診療所 院長
	理事	吉川 将史 社会医療法人 信愛会 理事長
	理事	東 大里 医療法人 正幸会 理事長
	理事	宇治 亨 社会福祉法人 ロータス福祉会 理事
	理事	寺西 敬 医療法人寺西内科 寺西内科 副院長
	監事	馬場 雅裕 弁護士
	監事	堀田 晃平 税理士
	法人名等	医療機関名等
病院等を開設する参加法人	社会医療法人彩樹	守口敬仁会病院
		門真けいじん会クリニック
		守口けいじん会クリニック
		寝屋川けいじん会クリニック
		丸岡消化器内科
		東寝屋川けいじん会クリニック
	医療法人恵和会	あめもとクリニック
	医療法人裕正会	岩宮整形外科
	医療法人さかいクリニック	さかいクリニック
	医療法人塩見クリニック	塩見クリニック
	医療法人橋本クリニック	橋本クリニック
	医療法人慈恩会	森脇クリニック
	医療法人山中クリニック	山中クリニック
	医療法人健康会	柏木クリニック
	医療法人仁昭会	堺医院
	医療法人正幸会	正幸会病院
医療法人普愛会高橋医院	高橋医院	
医療法人健優会	高橋クリニック	
医療法人寺西内科	寺西内科	
医療法人祥輝会	富樫クリニック	

社員の状況

	医療法人博仁会	長瀬診療所	
	医療法人七ふく会	七ふくハートクリニック	
		ふくいクリニック	
	医療法人俊弘会	室谷クリニック	
	医療法人隆生会	やすだ泌尿器科クリニック	
	医療法人いそわクリニック	いそわクリニック	
	医療法人革島会	革島クリニック	
	医療法人隆成会	なんば胃腸科内科	
	医療法人山下医院	山下医院	
	社会医療法人信愛会	暁生会脳神経外科病院	
	医療法人林内科医院	林内科医院	
介護施設等を開設する参加法人	社会福祉法人ロータス福祉会	特別養護老人ホーム門真荘	
その他の社員	石井 雄二	石井内科医院	
	井上 美佐	北原医院	
	田中 満	田中医院	
	博多 安美	博多医院	
	濱本 浩	はまもと整形外科	
	村川 紘介	むらかわ内科	
	杉本 英光	内科・消化器内科 杉本クリニック	
	日高 亮子	竹野クリニック	
	谷澤 洋	たにざわクリニック	
	中塚 泰彦	中塚医院	
	外山 学	益田診療所	
	神戸 尚史	神戸医院	
	三宅 絵奈	みやけ眼科	
	坂井 陽祐	さかいクリニック	
	氏 名	所屬・役職名	備 考
評議会の状況	博多 尚文	はかたクリニック 院長	守口市医師会会長
	西川 覚	医療法人仁西会 理事長	門真市医師会会長
	渡邊 一男	医療法人蘇桂会 理事長	枚方市医師会会長
	寺西 強	医療法人寺西内科 理事長	守口門真病診連携の会 世話人